

保険・年金 フォーカス

EIOPA が 2026 年のワークプログラム と戦略的監督上の優先事項を公表 － テーマ毎の活動計画等が明らかに－

客員研究員 中村 亮一

E-mail : nryoichi@nli-research.co.jp

1ーはじめに

EIOPA（欧州保険年金監督局）は、2025 年 9 月 30 日に、2026 年のワークプログラムを公表¹し、その中で、主要な優先事項とテーマ毎の具体的な活動内容とその達成時期に関する計画を明らかにしている。また、EIOPA は、2025 年 10 月 1 日に、EU 全体の戦略的監督上の優先事項を公表²している。これらの資料を通じて、欧州の保険監督当局が、どのような問題意識を有して、具体的にどのような問題に対して、どのように取り組もうとしているのかを知ることは、大変参考になる。

今回のレポートは、この EIOPA による 2026 年のワークプログラムとその具体的な活動計画の概要、及び EU 全体の戦略的監督上の優先事項について、EIOPA の公表資料に基づいて報告する。

2ーEIOPA の 2026 年のワークプログラムー全体概要

EIOPA は、2026 年のワークプログラムの一部として、6 つの主要な優先事項を掲げているが、これらの項目は以下のようにになっている。

サステナブルフィナンス（持続可能な金融）

1. 需要サイドの側面に効果的に対処することを含め、自然災害のプロテクションギャップに対する認識の向上と緩和に貢献する。
2. サステナビリティリスク（持続可能性リスク）とサステナビリティ保険金請求（保険金請求管理プロセスへの ESG 原則等の適用）のコンバージェンス的かつ効果的なリスクベースの監督を促進する。
3. 大災害モデリングとデータのための卓越したセンターとしての EIOPA の役割を強化する。

デジタル化

¹ https://www.eiopa.europa.eu/publications/annual-work-programme-2026_en
https://www.eiopa.europa.eu/document/download/7f567088-f8df-447c-9084-9a32ce0b11b6_en?filename=EIOPA-25-688%20AWP%202026.pdf

² https://www.eiopa.europa.eu/publications/union-wide-strategic-supervisory-priorities-focus-areas-2026_en
[Microsoft Word - Union-wide strategic supervisory priorities - Focus areas for 2026](#)

1. AI（人工知能）の利用及び保険・年金セクターのデジタル化から生じる問題の監督においてメンバーを支援する。
2. FIDA（金融データアクセス）の枠組みの下でのデータ利用に関する政策作業を最終決定し、データ倫理の明確性を高める。
3. 監督のためのイノベーション（SupTech）をより効率的に活用する。

監督及び監督上のコンバージェンス

1. NCAs（国家監督当局）及び EIOPA レベルで、質が高く効果的な監督及び適切かつ時宜を得た監督ツールの使用を確保する。
2. 顧客中心のビジネスモデルの実施を監視する。
3. 関連する問題の特定に貢献するため、内部モデルに取り組む。
4. 保険と年金の間のデータ報告のさらなるコンバージェンスと、報告をより費用効率的にするという一般的な目的を確保する。

政策

1. プロポーショナリティと簡素化に重点を置いたソルベンシー II のレビューを受けて、優先順位の高い技術基準、ガイドライン及び報告書を更新する。
2. RIS（小売投資戦略）に関する実施作業の初期段階を適時かつ効果的に実施する。
3. 欧州委員会による IORPII（職域年金基金）指令及び PEPP（汎欧州個人年金商品）規則の見直しに貢献する。

金融の安定性

1. 金融の安定性に対するリスク評価の枠組みをさらに強化する。
2. IRRD（保険再建・破綻処理指令）の実施。
3. 欧州国家 IGS（保険保証スキーム）ネットワークに向けた作業に貢献する。

ガバナンス

1. 強固な企業文化と費用対効果の高い運営モデルを維持する。
2. EIOPA のサイバーセキュリティ体制を引き続き強化する。
3. 事業のサステナビリティの向上とカーボンフットプリントの削減。

3—EIOPA の 2026 年のワークプログラム—具体的内容の抜粋

ワークプログラムの具体的内容（アウトプットのその時期）について、EIOPA 資料から抜粋すると、4 ページ以下の図表の通りとなっている。

これによると、具体的な活動としては、例えば以下の項目が挙げられている。

1. 全ての業務分野におけるサステナブルファイナンスに関する考慮事項の統合

サステナビリティリスク管理

- ・第 3 四半期に、気候変動が生命保険と健康保険に与える影響に関する分析を発表する。
- ・第 4 四半期に、自然災害保険における適応措置のソルベンシー II に基づく健全な取扱を評価する。

サステナビリティ報告等による監督

- ・2027年に、サステナビリティ保険金請求の監督に関する意見を監視する。
- ・第1四半期又は第2四半期に、ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）の草案について、欧州委員会に意見を提出する。
- ・第3四半期に、自主的な報告基準に向けたベストプラクティスと推奨事項について、SFDR（サステナブルファイナンス開示規制）に基づく ESAs（欧州監督機構）の共同年次報告書を、欧州委員会に提出する。

自然災害保険のプロテクションギャップ

- ・第4四半期に、自然災害保険のプロテクションギャップダッシュボードの簡易レビューを実施する。
- ・2027年に、自然災害保険のプロテクションギャップダッシュボードの詳細なレビューを実施する。
- ・2027年に、プロテクションギャップに対処する上での CAT ボンド（大災害債）及びその他の金融市場ソリューションの役割を評価する。
- ・2027年第2四半期に、自然災害プロテクションギャップの需要側の側面により適切に対処するために、NCAs を支援するためのツール（技術への依存を含む）を開発する。

2. デジタル変革を通じた消費者、市場、監督機関の支援

イノベーションの監督

- ・第4四半期に、AI 法の実施及び監督を支援及び監視する。
- ・第4四半期に、保険市場における AI の使用に関する規制の枠組みをさらに明確にし、NCAs の監督を支援する。
- ・第4四半期に、不公正な差別的慣行及び市場の継続的な監視に繋がる関連ツールを通じて、AI の事例を分析及び対処する。

3. 健全性と事業運営の監督の質と有効性の向上

監督上のコンバージェンスツールの開発又は検討

- ・第2四半期に、プライベート・エクイティの保険会社所有の認可及び継続的な監督に関する監督上のコンバージェンス声明、ハンドブックを通じたより詳細なガイダンスの草案を作成する。
- ・第4四半期に、NCAs に対し、リスク軽減手法としての再保険の利用の監督に関するガイダンスを提供する（協議のためのスライド式コミッション（損失率に基づいてコミッションを調整）及び資産集約型再保険におけるリスク軽減手法の利用に関する EIOPA 意見書に対する新たな付属書）。
- ・第4四半期に、監督上のコンバージェンスツール（例えば、意見書、監督上の声明、ピアレビュー）を通じて対処すべき優先事項を特定するための新たなリスクベースの手法を開発する。
- ・第3四半期に、（再）保険会社による再保険の利用の監督に関するピアレビューを最終決定する。
- ・2027年に、（再）保険会社のサステナビリティリスクの評価の監督に関するピアレビューを最終決定する。

内部モデルの質の高い効果的な監督

- ・第4四半期に、内部モデル活動のための三年間のロードマップを作成する。
- ・ロードマップに基づいて、異なるリスクに関する定期的な比較研究を実施する。

同等性評価

- ・第4四半期に、完全同等性の国について、個々の第三国レポートを提供する。

4. 技術的に健全な事業行為及び健全性政策の確保

ソルベンシーIIのレビュー

- ・ソルベンシーIIのレビューを受けて、技術基準、ガイドライン及び報告書を作成及び更新する。
- ・2030年1月に、ソルベンシー資本要件（SCR）の計算に関する標準式をレビューする。
- ・2032年1月に、グループ内の関連信用機関のソルベンシー資本要件の取扱いを監視し、報告する。

5. 金融安定性に対するリスクの特定、評価、モニタリング及び報告、ならびに新たな脅威と再建・破綻処理に焦点を当てた予防政策及び緩和措置の推進

- ・金融安定性報告書、保険リスクダッシュボード、IORP リスクダッシュボード、流動性モニタリングを定期的に公表・更新・実施する。

2026年の年間活動

番号	アウトプット	期限
1. 全ての業務分野におけるサステナブルファイナンスに関する考慮事項の統合		
年間業務目標1.1 サステナビリティリスク管理：ESGリスクを健全性の枠組みに統合し、サステナビリティリスクの分析を支援する。		
1/101	気候変動が生命保険と健康保険に及ぼす影響を分析する。	Q3
1/102	分類学関連の問題に関するサステナブルファイナンスに関するEUプラットフォームのメンバーシップ。	継続的
1/103	自然災害（Nat Cat）保険における適応措置のソルベンシーIIに基づく健全な取扱いを評価する。	Q4
1/104	気候変動リスクに関するESRBの作業ストリームに貢献する。	需要に応じて
年間業務目標1.2 サステナブルな行動の育成：サステナビリティ報告を促進し、グリーンウォッシングと闘う。		
1/201	サステナビリティ保険金請求の監督に関する意見を監視する。	2027
1/204	ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）の草案について欧州委員会に意見を提出する。	Q1又はQ2
1/207	NCAと協力して、サステナビリティリスク（健全性及び行動）の監督に関する収斂を促進する。	Q4
1/210	自主的な報告基準に向けたベストプラクティスと推奨事項について、SFDR第18条に基づく共同ESAの年次報告書を、欧州委員会に提出する。	Q3
1/211	EIOPAサステナブルファイナンス会議。	Q2
年間業務目標1.3 プロテクションギャップへの対応：プロテクションギャップの測定		
1/301	自然災害保険のプロテクションギャップダッシュボードの簡易レビューを実施する。	Q4
1/302	自然災害保険プロテクションギャップダッシュボードの詳細なレビューを開始する。	2027
1/307	プロテクションギャップに対処する上でのCATボンド（大災害債）及びその他の金融市場ソリューションの役割を評価する。	2027
1/308	自然災害プロテクションギャップの需要側の側面により適切に対処するために、NCAsを支援するためのツール（技術への依存を含む）を開発する。	2027年Q2
年間業務目標1.4 専門知識とデータの共有：大災害モデルの理解を促進し、データへのアクセスを確保する。		
2. デジタル変革を通じた消費者、市場、監督機関の支援		
年間業務目標2.1 イノベーションが市民の最善の利益と整合的であることを確保する。		
2/105	AI法の実施及び監督を支援及び監視する。	Q4
2/106	保険市場におけるAIの使用に関する規制の枠組みをさらに明確にし、NCAsの監督を支援する。	Q4
2/107	不公正な差別的慣行及び市場の継続的な監視に繋がる関連ツールを通じて、AIの事例を分析及び対処する。	Q4
年間業務目標2.2 全ての保険市場参加者のビジネスモデルのサステナビリティ及びレジリエンスを強化する（3.6の年間業務目標にもリンク）。		
年間業務目標2.3 EIOPA及びNCAsの監督能力の強化		

3. 健全性と事業運営の監督の質と有効性の向上		
年間業務目標3.1 法令及び共通の監督文化の共通の解釈及び収斂的な実施を促進し、ピアレビュー及び研修を含む経験及びベストプラクティスの共有を促進するための監督上のコンバージェンスツールを開発又は検討する。		
3/101	モニタリング活動に関する年次レポートを提供する。	Q2
3/102	キャピタル・アドオンの利用に関する年次統計を発表する。	2030年Q3
3/303	報告の制限及び免除の利用に関する年次報告書を発表する。	0.4
3/104	プライベート・エクイティによる保険会社の所有の認可及び継続的な監督に関する監督上のコンバージェンスステートメント、ハンドブックを通じたより詳細なガイダンスの草案を作成する。	Q2
3/105	NCAAsに対し、リスク軽減手法としての再保険の利用の監督に関するガイダンスを提供する（協議のためのスライド式コミッション及び資産集約型再保険におけるリスク軽減手法の利用に関するEIOPA意見書に対する新たな付属書）。	Q4
3/106	監督上のコンバージェンスツール（例えば、意見書、監督上の声明、ピアレビュー）を通じて対処すべき優先事項を特定するための新たなリスクベースの手法を開発する。	Q4
3/107	（再）保険会社による再保険の利用の監督に関するピアレビューを最終決定する。	Q3
3/108	ソルベンシーIIのレビューに特に重点を置いて、ソルベンシーII、IORPs及び業務監督行為に関するEIOPA監督ハンドブックの継続的な改訂をさらに発展させ、実施する。	需要に応じて
3/109	EIOPA監督ハンドブックの公開方針を実施する（実施計画に続くいくつかの章の公表）。	Q4
3/110	NCAAsの監督上の独立性を監視し、促進する。これには、監督上の独立性に関する共同基準の要素に関するESAs評価演習を含む。	2026年Q4 (初回演習評価)
3/111	（再）保険会社のサステナビリティリスクの評価の監督に関するピアレビューを最終決定する。	2027
3/112	商品監視ガバナンス（POG）に関するピアレビューのフォローアップ。	Q2
3/113	保険におけるブルーデントパーソン原則（PPP）のいくつかの側面に関連する監督実務に関するピアレビューのフォローアップ。	2027年Q 1
3/114	保険及び年金の監督及び規制の枠組みの実施に関する質問と回答を管理する。	継続的
3/115	以前のピアレビューのモニタリング：NCAAsによるEIOPA勧告の実施のモニタリング。	継続的
3/116	セクター別及びセクター横断的な研修・イベントプログラム2027を設定する。	Q4
3/117	セクター別及びセクター横断的な研修・イベントプログラム2026を運営する。	継続的
年間業務目標3.2 全体的な監督実務を強化し、保険契約者に平等な保護を提供するために、質の高い効果的な監督を促進し、NCAAsがEU法を遵守することを確保する。協力を促進し、NCAAsが国境を越えた事案において団結して行動することを確保し、保険契約者の公正な取扱いを確保する。貯蓄投資同盟に関連して、努力は、より良い国境を越えた協力、加盟国間の規則のより統一的な適用、及び必要な場合の効果的な執行措置を促進するために、現行の枠組みをさらに改善することに焦点を当てる。		
年間業務目標3.3 潜在的な消費者被害の早期発見及び軽減を促進することにより、保険市場を監督する。アンドラ及びサンマリノとの協会協定の実施に関しても、監督システムの質が高く、一貫性があり、効率的に機能することを確保する。		
年間業務目標3.4 内部モデルの質の高い効果的な監督を促進し、内部モデルの成果に対する信頼を維持し、その使用における公平な競争条件を促進し、リスクが一貫して、適切に、ソルベンシーIIで要求される信頼水準に従って捕捉されることを確保する。		
3/401	内部モデル活動のための三年間のロードマップを作成する。	Q4
3/402	年次内部モデルダッシュボード。	Q1
3/403	NCAAsへの国別二国間訪問を実施し、過去の訪問に関する活動をフォローアップする。	継続的
3/404	内部モデル固有の問題に関する監督カレッジへの参加。	継続的
3/405	特定の内部モデルの監督上の問題について、NCAAsを支援し、助言する。	継続的
3/406	異なるリスクに関する定期的な比較研究を実施する。	ロードマップに 定義のとおり
3/407	監督上のコンバージェンス活動を実施する。	継続的
3/408	内部モデルの監督及び内部モデル間の比較を支援するNCAAsのための定量的・定性的ツールを開発する。	継続的
3/409	新しいモデルやモデルの変更等、特定のモデル適用に関する技術支援をNCAAsに提供する。	需要に応じて

年間業務目標3.5 第三国による同等性決定の適用及び同等性に影響を及ぼす市場又は規制の進展の効果的なモニタリングを確保する。		
3/501	同等性が既に決定されている国で、申請のフォローアップ評価を実施する。	継続的
3/502	第三国現地視察を実施する。	需要に応じて
3/503	完全同等性の国について、個々の第三国レポートを提供する。	Q4
3/504	同等性決定適用に関する年次報告書を提出し、規制・監督実務の翌年の同等性モニタリングを計画する。	Q4
3/505	第三国との模範的な行政協定を維持する。	需要に応じて
3/506	法律、規制、監督上の進展と実務を共有する。	継続的
3/507	職業上の秘密の同等性を監視する。	需要に応じて
年間業務目標3.6 重要なサードパーティプロバイダーの監視を提供し、デジタルオペレーショナルレジリエンスの監督の監督集約に貢献し、EU-SCICFのさらなる発展を継続する。		
	外部委託要件及び外部委託の監督に関する監督上の期待をレビューする（非ICT関連）。	2027年Q1
3/605	サイバーインシデント報告のさらなる一元化に関するフィージビリティスタディの結論に基づき、解決策を実施する。	Q4
年間業務目標3.7 EIOPAのデータを管理及び開発する。これには、データガバナンスフレームワーク、監督データサイクルの管理が含まれる。また、ソルベンシーII指令の効果的な適用によりタイムリーな公表を確保するための基礎となる主要情報の方法論及び作成を維持する。		
4. 技術的に健全な事業行為及び健全性政策の確保		
年間業務目標4.1 ソルベンシーII指令の収斂かつ一貫した適用を支援し、ソルベンシーIIレビューのフォローアップとして必要な規制業務を発展させる。管理上の負担を軽減し、規制要件を合理化するための委員会の取り組みを、委任又はその後の基準及びガイドラインの見直し及び更新を通じて、全ての業務分野にわたって引き続き支援する。		
4/101	ソルベンシーIIのレビューを受けて、技術基準、ガイドライン及び報告書を作成及び更新する。	継続的
4/102	ソルベンシー資本要件（SCR）の計算に関する標準式をレビューする。	2030年1月
4/103	ノーアクションレター（例外的な状況）。	需要に応じて
4/104	グループ内の関連する信用機関のソルベンシー資本要件の取扱いを監視し、報告する。	2032年1月
4/105	貯蓄投資組合の設立に資する規制業務を実施する。	需要に応じて
4/106	欧州財務報告及びサステナビリティへの継続的なインプットを提供し、国際会計基準審議会の公開草案及び/又はディスカッションペーパーに関するコメントレターを送付する。	継続的
4/107	ソルベンシーIIのレビュー後に適応するために、ソルベンシーIIルールブックをウェブサイト上に維持する。	2027年Q2
4/108	CRR（資本要件規制）とソルベンシーIIのECAI（外部信用評価機関）マッピングに関するITS草案を更新する。	tbc
4/109	EMIR（欧州市場インフラ規制）の二国間マージン及びEMIRからのフォローアップ作業に関連して、三つのESAsのガイダンスを提供する。	tbc
4/110	証券化規則の見直しからの合同委員会のフォローアップ作業を実施する。	tbc
年間業務目標4.2 欧州の立場を調整し、共通ICSの実施、国際的な監督基準のコンバージェンス、及び第三国との信頼と理解の構築に貢献する。		
年間業務目標4.3 年金のための健全で慎重な規制枠組みの開発を主導し、年金格差を測定し、意識を高める。		
4/301	年金格差に対処するため、持続可能で適切な確定拠出年金の開発に取り組む。	需要に応じて
4/302	IORP IIレビューに関するEC提案に対する技術支援。	需要に応じて
年間業務目標4.4 スマートな規制枠組みを通じて、消費者にとって良好で一貫した好ましい結果を達成する。		
5. 金融安定性に対するリスクの特定、評価、モニタリング及び報告、ならびに新たな脅威と再建・破綻処理に焦点を当てた予防政策及び緩和措置の推進		
年間業務目標5.1 タイムリーかつ正確な金融安定性分析とリスク評価を提供する。		
年間業務目標5.2 保険及び職域年金セクターに対するリスク及び脅威を特定、評価、軽減及び管理するための強固な方法論的枠組みをさらに発展させる。		
5/201	人工知能及び機械学習技術の開発を探索する様々な計量経済学的手法に基づき、保険及び年金セクターにおける2027年のリスクの評価及び報告のための方法論的ツールをさらに改善する。	2027
5/202	複数期間のストレステスト及び2024年の演習から学んだ教訓に焦点を当て、ボトムアップ・ストレステストの方法論的枠組みを強化する。	継続的

5/203	金融安定性報告書、ストレステスト、ならびに特定の研究及び感応度分析に使用されるトップダウンのリスク評価の方法論をさらに改善する。	継続的
5/204	保険セクターの早期警戒指標の継続的なレビューを実施する。	2027
5/205	保険セクターにおけるシステミックリスクの進展を評価するための欧州システミックリスク評価枠組み (SRAF) を強化する。	継続的
5/206	「金融安定性報告書」のテーマ別記事案	Q2
年間業務目標5.3 保険セクターにおけるリスクに関連する主要テーマの詳細な分析と、質の高い保険及び職域年金のデータ及び統計を提供する。		
年間業務目標5.4 EIOPAとNCAs間の調整を含め、危機予防、管理及び破綻処理を強化する。		
5/401	IRR D要件を実装する。	2028
5/402	保険保証スキーム (IGS) 関連のトピックに貢献する。	継続的
5/403	関連するフォーラムを主催することにより、IRR Dの実施における一貫性を促進する。	継続的
5/404	FSBの保険会社のためのクロスボーダー危機管理作業部会 (iCBCM) 及びIAISの破綻処理作業部会 (ReWG) に積極的に参加する。	継続的
5/405	危機管理グループに積極的に参加する。	継続的
5/406	重大なリスクに対して意見や提言を行う。	需要に応じて
5/407	EIOPAの危機予防及び管理プロセス及び手順を最新の状態に維持し、危機への備えを強化する (2024年のウォークスルー演習から学んだ教訓)。	需要に応じて
5/408	需要に応じて円滑化及び調整を含む、さらなる危機への備えの演習を開始する。	2027
5/409	保険会社の失敗及びヒヤリハットのデータベースを更新し、必要な品質チェックを実施する。	Q3
6. 優れたガバナンス、機敏な組織、費用対効果の高いリソース管理、強力な企業文化の確保		
年間業務目標6.1 欧州の枠組みの中でのEIOPAの戦略的位置付けを発展させ、パートナーシップと相乗効果を通じて効率性の向上を追求するために、効果的なコミュニケーション、強力な組織関係、利害関係者との関与を確保する。		
年間業務目標6.2 変革的な変化に効果的に適応するために、運用効率、機敏性、コンプライアンスを確保する。		

(出典) EIOPA資料「ANNUAL WORK PROGRAMME(AWP) 2026」(EIOPA-25/688 29 September 2025) からの抜粋に基づいて著者作成。

4—EIOPA の EU 全体の戦略的監督上の優先事項—2026 年重点分野—

EIOPA は、2026 年に向けて、以下の 2 つの重点分野を確認している。

①DORA (デジタルオペレーショナルレジリエンス法)

②サステナビリティリスク

これらの分野は、戦略的方向性の継続性と、欧州金融監督システムの傘下にある他の欧州監督当局のワークプログラムとの整合性を反映している。いずれもリスクベースかつ比例的な方法で、いくつかの点に特に監督上の焦点が当てられている。

例えば、①については、「ICT (情報通信技術) リスク管理枠組みの策定における AMSB (管理・経営・監督機関) の関与の程度、及び ICT 関連のリスクと混乱の管理における事業者の姿勢に関連した全体的な関与の程度の評価」や「ICT リスク管理枠組みが、事業や ICT 戦略に照らして目的に適合しているかどうかの評価」等に焦点が当てられている。

②については、「ORSA 報告書で報告されるサステナビリティリスクの重要性評価の質や深さの評価」や「使用される仮定の信頼性の評価を含む、ORSA における気候変動シナリオ分析の設計、信頼性及び組み込みの評価」等に焦点が当てられている。

さらに、保険固有の発展に対応するために、EIOPA と NCAs は、2026 年に注目すべき分野として、次の 2 つを特定している。

①集団投資事業 (CIU) に関連するソルベンシー資本要件 (SCR) の計算

②デジタル化（行動）による保険金請求管理における消費者の公正な取扱い

①の CIU については、2024 年第 4 四半期に欧州保険セクターの投資総額の約 36%を占めていたため、特に注目されている。CIU の集中度が高いと、一つ以上の CIU が困難に直面した場合に、特定の流動性、信用、市場、運営及び集中リスクが生じ、（再）保険会社のポートフォリオが損失に対してより脆弱になる可能性がある。

②の保険金請求処理慣行に関する問題は、ほぼ全ての年次消費者動向報告書で繰り返し取り上げられているテーマである。2024 年消費者動向ヒートマップは、保険金請求管理を、消費者への影響及び重要性の観点から、金銭的価値、年金ギャップに次ぐ 3 番目に懸念されるリスクとして特定している。保険金請求管理におけるアウトソーシング慣行と並行して、デジタル化の影響の増大を考慮して、デジタル化が保険金請求処理プロセスにプラス及びマイナスの影響をどの程度、どのように与えているかを評価するために、監督上の精査を適用する機会を得ることが適切であると考えられている。

5—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA が公表した 2026 年のワークプログラムとその具体的な活動計画の概要、及び EU 全体の戦略的監督上の優先事項について報告してきた。

ここでの EIOPA による活動内容等は、もちろん欧州の保険会社を巡る環境に基づいた、欧州の保険会社の監督・規制に対するものであり、その具体的な活動結果等は直接的に日本の保険会社等に関係するものではない。ただし、そこで取り扱われている多くのテーマの内容は、日本の保険会社の監督等にとっても極めて重要な課題であり、日本の保険会社にとっても興味・関心の高い事項である。

EIOPA のこれらの課題への取組状況等については、引き続き注視していくこととしたい。

以 上